

2020年4月24日

厚生労働大臣 加藤勝信様
厚生労働省保険局国民健康保険課御中
厚生労働省保険局高齢者医療課御中

新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する 傷病手当金の支給について

協同組合日本俳優連合
<https://www.nippairen.com/>

公益社団法人落語芸術協会
<http://www.geikyo.com/lite/>

ユニオン出版ネットワーク（出版ネッツ）
<http://union-nets.org/>

新型コロナウイルス感染症対策での日頃のご尽力に敬意を表します。

このたび、国民健康保険加入者への傷病手当金支給について、私どもは東京 23 区に対して、別紙のような「要望ならびに質問」を送りました。その回答が戻ってきましたので、回答一覧表の公表と、これに関する緊急の要請をいたします。

記

- 1、3月24日付「事務連絡」では、各市町村、各国民健康保険組合および後期高齢者医療広域連合に対し、傷病手当金支給についての意向を報告するよう書いてありますが、全国的に見てどの程度の取り組み状況なのかを公表してください。
- 2、そのうえで、各自治体において迅速に傷病手当金の支給が行われるよう促してください。東京 23 区に限定した質問への回答結果からみて、全国での取り組みも十分には進んでいないのではないかと推測されます。せつかくの支援策も、周知されなければ申請する人も少なく、有効な支援策とはなりえません。
- 3、「国保等における傷病手当金の位置づけ趣旨」（さらなる感染拡大をできる限り防止するためには、労働者が感染した場合〔感染が疑われる場合を含む〕に休みやすい環境を整備すること）に鑑みて、「被用者」の概念を労働行政での実務と整合させてください。具体的には、「所得税法第 28 条第 1 項に規定する給与の支払いを受けている者」（「賃金」支払い関係）とともに働き方の実態（使用関係）も判断要素になることを追加で通知してください。
- 4、傷病手当金支給の申請を受け付ける窓口では、働き方の実態についても聴き取り、「賃金」支払いの名目が「請負代金」その他であっても本人が「定期的に働いているところがあって雇用だと思う」と述べそれに理由があるなど判断に迷う場合には、労働者性判断を所管する最寄りの労働基準監督署ないし労働局に照会するよう通知してください。

私どもの質問の 2 「窓口での対応においては、契約形式は雇用でなくとも実態から判断をする旨を、条例や『手続きマニュアル』に盛り込んでもらえるか」に対しては、ほとんどの区が「③対応を考えていない」と答えています。その理由として、3月24日付「事務連絡」で支給対象者を「所得税法第 28 条第 1 項に規定する給与等の支給を受けている被用者」としていることを挙げています。

しかし、新型コロナウイルスは、だれもが感染しうる危険性を持っています。人々のいの

ちと健康に重大な影響を与える恐れがある「指定感染症」に指定されています。傷病手当金支給の対象を拡大することは、働き手に対するセーフティネットになるだけでなく、「国保等における傷病手当金の位置づけ趣旨」にもかなうものであると考えます。

ご承知のように、「誰が被用者（雇用労働者）にあたるのか」という問題は、労災認定の際など労働行政実務や関連する行政訴訟等で重要な論点になってきました。労働基準法第9条では、「使用」と「賃金」支払いが労基法上の労働者（被用者）の判断要素となっています。労働行政ではこの規定にもとづき、主として①諾否の自由、②指揮監督、③拘束性、④代替性、⑤報酬の労務対価性で総合的に判断する実務が定着しています（私たちは「使用従属性」とも呼ばれるこの判断枠組みは過度に狭いと考えていますが、その点は措きます）。3月24日付通知にいう所得税法第28条第1項は⑤に対応しますが、市区町村（の国民健康保険課）に⑤だけを提示すると、①～④を見ないまま、使用者が賃金を「請負代金」「報酬」「業務委託料」「出演料」等の名目で支払っている場合、被用者の一部が被用者ではないと誤認され、保護からもれてしまう恐れがあります。

つきましては、感染防止と働き手の保護という通知の趣旨が徹底されるよう、賃金支払いの名目だけでなく働き方の実態（上記①～⑤）を見て被用者かどうかを判断する（当該窓口での判断が困難であれば労働行政と連携する）ことを、各自治体の窓口担当者にお伝えいただけますよう強く要請いたします。

【連絡先】

協同組合日本俳優連合

担当者：森崎めぐみ(megumi@nipairen.com)

080-2061-8492

ユニオン出版ネットワーク（出版ネッツ）

担当者：杉村和美 (sugimura09@gmail.com)

080-6600-7457

【質問事項】

1、新型コロナウイルス感染症に伴う傷病手当金の支給についての取り組み・周知をしていますか。

- ① している。
- ② していないが、間もなくする予定（いつからの予定ですか： 月 日）
- ③ する予定はない（理由を教えてください）

2、傷病手当金の支給対象者にフリーランス・業務委託で働く人を含むために、「国民健康保険条例」の中に注記（「契約形式は雇用ではなくとも実態から判断するものとする」など）を入れる、あるいは、窓口での申請書受理にあたっての「手続きマニュアル」に留意事項として明記しておくなどの対応をしていただけますか。

- ① 条例の中に、注記・但書などを入れて明記する。
- ② 「手続きマニュアル」に留意事項として明記する。
- ③ 対応を考えていない（理由を教えてください）

質問①：新型コロナウイルス感染症に伴う傷病手当金の支給についての取り組み・周知をしていますか。

質問②：傷病手当金の支給対象者にフリーランス・業務委託で働く人を含むために「国民健康保険条例」の中に注記（「契約形式は雇用ではなくとも実態から判断するものとする」など）を入れるあるいは窓口での申請書受理にあたっての「手続きマニュアル」に留意事項として明記しておくなどの対応をしていただけますか。

区	質問①	質問②
足立区	②していないが、間もなくする予定（5月1日）	③対応を考えていない 国の通知に基づいて実施いたします。3月24日付の厚生労働省通知にて対象者を「給与等（所得税法・昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法・大正11年法律第70号）第3条第6項に規定する賞与をいう）を除く。以下同じ。）の支払いを受けている被保険者」と示されており、当区においてもこれに基づく支給を行います。
荒川区	②していないが、間もなくする予定（未定）	③対応を考えていない 国の特別調整交付金で財源措置されることによる特例なので、国の示す要件に合わせる必要があるため。
板橋区	②していないが、間もなくする予定（6月～7月）	③対応を考えていない 国の見解や他自治体の動向を見極めて判断していくことになるが、現状では傷病手当金の対象者について、勤務先から給与等を受ける被用者を想定しているため。
江戸川区	②していないが、間もなくする予定（未定）	③対応を考えていない 3月24日付の厚生労働省通知にて、対象者を「給与等（所得税法第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与を除く。）の支払いを受けている被保険者」と示されており、当区においてもこれに基づく支給を行うため。
大田区	検討中	対応については未定
葛飾区	②していないが、間もなくする予定（5月初旬）	③対応を考えていない 国の通知に基づいて実施いたします。3月24日付の厚生労働省通知にて対象者を「給与等（所得税法・昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法・大正11年法律第70号）第3条第6項に規定する賞与をいう）を除く。以下同じ。）の支払いを受けている被保険者」と示されており、当区においてもこれに基づく支給を行います。
北区	②していないが、間もなくする予定（6月：ホームページ等での周知を予定している）	③対応を考えていない 国からの財政支援を前提に支給を検討しており、厚労省の通知では、対象が被用者に限定されているため。
江東区	①している	③対応を考えていない 3月24日付の厚生労働省通知にて対象者を「給与等（所得税法・昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法・大正11年法律第70号）第3条第6項に規定する賞与をいう）を除く。以下同じ。）の支払いを受けている被保険者」と示されており、当区においてもこれに基づく支給を行うため。
品川区	②していないが、間もなくする予定（5月初旬ごろ）	③対応を考えていない 支給対象者は、所得税法第28条第1項に規定する給与等の支給を受けている被用者。

質問①：新型コロナウイルス感染症に伴う傷病手当金の支給についての取り組み・周知をしていますか。

質問②：傷病手当金の支給対象者にフリーランス・業務委託で働く人を含むために「国民健康保険条例」の中に注記（「契約形式は雇用ではなくとも実態から判断するものとする」など）を入れるあるいは窓口での申請書受理にあたっての「手続きマニュアル」に留意事項として明記しておくなどの対応をしていただけますか。

区	質問①	質問②
渋谷区	<p>④その他</p> <ul style="list-style-type: none">・国の通知(令和2年3月24日付け「新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金の支給について」ほか)等で示された国の方針に従って、給与等の支払いを受けている渋谷区国民健康保険の被保険者が、新型コロナウイルス感染症に感染したとき又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われるときに、この療養のため労務に服することができない場合に傷病手当金を支給することを実施することを前提に検討しております。なお、「給与等」とは所得税第28条第1項に規定する給与等をいいます。ただし、賞与(健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。)は除きます。・75歳以上の方等は後期高齢者医療制度にご加入ですが、この方々への保険給付につきましては、渋谷区民の方の場合、東京都後期高齢者医療広域連合が対応することとなっておりますので、渋谷区国民健康保険課(後期高齢者医療主管課を兼ねております。)として、回答できる立場にございません。	<p>③対応を考えていない</p> <p>質問①で回答しましたとおり、渋谷区で現在検討しておりますのは国の方針に従いまして、「給与等の支払いを受けている渋谷区国民健康保険の被保険者が、新型コロナウイルス感染症に感染したとき又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われるときに、この療養のため労務に服することができない場合に傷病手当金を支給すること」でありまして、この場合の「給与等」とは、国通知等によりますと、所得税第28条第1項に規定する給与等(ただし、賞与(健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。)は除きます。)をいうとされております。</p>
新宿区	新宿区健康部医療保険年金課です。この度、傷病手当金の支給に関する取り組み等についてご質問をいただきましたが、本件に対する当区の対応については、国の動向を注視しつつ検討を行っている段階です。したがって、ご質問にありました具体的な事項に対するお答えにつきましては控えさせていただきますので、その旨ご了承ください。なお、対応が決定いたしましたら、当区ホームページ等で区民の皆さまに広く周知してまいります。	
杉並区	回答をしません。 〈参考〉令和2年第1回区議会定例会：議案説明資料／(議案第45号)杉並区国民健康保険条例の一部を改正する条例 https://www.city.suginami.tokyo.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/039/026/gikaiteian290112.pdf	
墨田区		
世田谷区	②していないが、間もなくする予定(支給開始日は調整中です)	④その他(具体的な支給対象は検討中です)

質問①：新型コロナウイルス感染症に伴う傷病手当金の支給についての取り組み・周知をしていますか。

質問②：傷病手当金の支給対象者にフリーランス・業務委託で働く人を含むために「国民健康保険条例」の中に注記（「契約形式は雇用ではなくとも実態から判断するものとする」など）を入れるあるいは窓口での申請書受理にあたっての「手続きマニュアル」に留意事項として明記しておくなどの対応をしていただけますか。

区	質問①	質問②
台東区	②していないが、間もなくする予定（検討中）	③対応を考えていない 国の通知に基づいて実施いたします。3月24日付の厚生労働省通知にて対象者を「給与等（所得税法・昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法・大正11年法律第70号）第3条第6項に規定する賞与をいう）を除く。以下同じ。）の支払いを受けている被保険者」と示されており、当区においてもこれに基づく支給を行います。
千代田区	②していないが、間もなくする予定（6月議会で条例の改正予定）	③対応を考えていない。
中央区	②していない（支給実施について、現在検討中のため）	③対応を検討中（支給内容等についても、現在検討中のため）
豊島区	②していないが、間もなくする予定 「豊島区国民健康保険条例」改正後、周知や支給申請受付を行う予定です。 *後期高齢者に関しましては、東京都後期高齢者医療広域連合による「東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例」改正後、支給申請書受付や周知を行う予定です。	④その他 国の事務連絡等に基づき業務を行う予定です。 *後期高齢者に関しましては、東京都後期高齢者医療広域連合が作成するマニュアル等に則って業務を行う予定です。
中野区		
練馬区	②していないが、間もなくする予定（調整中のため、周知に関する時期は未定です。）	③対応を考えていない 厚生労働省が示す傷病手当金の位置づけや支給要件にもとづき事務を行うこととなるため。
文京区	②していないが、間もなくする予定（調整中）	③対応を考えていない 3月24日付の厚生労働省通知にて、対象者を「給与等（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法（大正11年法律第70号）第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払いを受けている被保険者と示されており、本区においても、これに基づく支給を予定しているため。
港区		回答をしません
目黒区	②していないが、間もなくする予定（未定）	③対応を考えていない（現在未定のため）